２０１８年度東日本入国管理センター参観事前質問への回答と質疑応答記録（2018 年 10 月 18 日実施）

公益社団法人　アムネスティ・インターナショナル日本

（注：本質問事項は原則として貴入国管理センターにおける昨年１年間の状況を対象としています。）

センター側出席者；渉外調整官秋永氏、処遇部門首席入国警備官鈴木氏、企画管理・執行部門統括入国警備官星野氏

参観側出席者；引率責任者津田ほか 18 名（2 名欠席）

１．　収容の状況について（10 月 1 日現在）

（１）現在の被収容者数を男女別、国籍別にお教えください。また、難民認定申請中の人及び LGBT の人の数をお教えください。

;被収容者数 339 名（全員男性）、国籍は 42 カ国で上位 3 カ国はイラン 51 名、スリランカ 43 名、フィリピン 24 名。難民認定申請中 249 名。LGBT0 名。

（２）平均収容日数および最長収容日数を教えてください。

；平均収容日数 186.0 日、最長収容日数 1,799 日

（３）部門別正規職員数、及び医師と看護師の数及び勤務体制についてお教えください。

；職員数 151 名（うち警備部門 133 名で大半が 2 部交代制の 24 時間勤務）、常勤医師 1 名（非常勤医師 5 名）、看護師 3 名、准看護師資格を持つ入国警備官 1 名、薬剤師 1 名。

（４）ア　医師による診察を申し込んだ数、受診した数、及び外部の医療機関に移送した数を診療科目別にお教えください。また、救急搬送は何件でしたか。

；医師による診察を申し込んだ数 3,349 件、受診した数 3,898 件（再診等の複数受診を含む）、庁内受診数 3,347 件、外部の医療機関に連行した数 551 件、緊急搬送 13 件。庁内診療の科目別数は、総合診療 1,999 件、精神科 115 件、歯科 688 件、皮膚科 277 件、整形外科 268 件。外部医療機関診療の科目別数は整形外科 93 件、眼科 92 件、消化器内科 61 件、耳鼻咽喉科 60 件、循環器内科 38 件、泌尿器科 37 件、救急外来 27 件他。

イ　医師による診察を申し込んだにもかかわらず不許可にした数、およびその理由をお教えください。

;なし。

ウ　夜間や休日などに被収容者が痛みを訴えた場合にはどのように対応していますか。

;毎年消防本部から職員を派遣してもらい、所長以下全職員が普通救命講習を受け講習修了者としての認定を受けているほか、応急手当普及員の認定を受けた職員が複数いる。対応には必ず複数の職員があたり、医師や看護師の判断を仰ぐ。これらの判断を仰ぐいとまがない時には躊躇なく救急搬送している。

（５）過去 3 年間、１年毎における自損、自殺未遂及び自殺件数をお教えください。

;自損は H27 年 15 件、H28 年 11 件、H29 年 7 件。自殺はいずれも 0 件。

（６）被収容者が３日以上拒食をした件数をお教えください。

;何をもって拒食というのか判断しかねることもあり、統計資料がない。

（７）国費送還者、自費送還者数およびそれぞれについての送還忌避者数をお教えください。また、送還忌避者のうち、難民不認定処分に係る不服申立て棄却について送還前日に告知を受けた者の数をお教えください。

；国費送還者 61 名（送還忌避者 23 名）、自費出国者 31 名（出国準備のための仮放免後に出国したもの 10 名を含む。送還忌避者 0 名）。送還忌避者のうち、難民不認定処分に係る不服申立て棄却について送還前日に告知を受けた者はいない。

２．　処遇について

（１）被収容者処遇規則（以下、「規則」）第２条に基づき、被収容者の生活様式の尊重をし、第２条の２に基づく意見聴収を行いましたか。また、聴収の回数をお教えください。

；意見箱投函数 113 件で、半数以上が対象外の内容（仮放免してほしい、ビザを発給してほしいなど）であった。対象の内容については個別に対応している。

（２）規則第４１条に基づく被収容者の処遇に関する申し出や請求の件数および内容についてお教えください。

；22,415 件（うち処遇に関するものが 22,403 件で、寮間利用（ブロックが異なる被収容者間のやりとり）に関するもの、荷物整理に関するもの。その他 12 件）

（３）規則第４１条の２に基づく被収容者から収容に関する不服の申し出の件数および内容についてお教えください。

；不服申し出 13 件。内容は衛生、傷病者の措置、職員による侮辱、いじめ、嫌がらせ。

（４）規則第４１条の３に基づき、被収容者が不服の申し出の判定に不服があり、異議を申し出た件数および内容についてお教えください。また、これらの事案はその後どのようになったのでしょうか。

；異議申し出 1 件。内容は職員による侮辱、いじめ、嫌がらせ。（法務大臣からの裁定）結果は理由なしとなっている。

（５）規則第４１条関連の申し出、請求、不服の申し出、異議の申し出についての制度内容を、被収容者にどのように告知していますか。

；入所手続きの際および被収容者の求めに応じて職員が口頭で説明するほか、13 カ国の説明書を居室に備えている。

（６）LGBT の被収容者に対して特別の処遇をした人は何人いましたか。また、どのような処遇をしましたか。

；昨年対象者はいらっしゃらなかったが、いらっしゃった場合には心情とか身体的特徴などから勘案して、居室とか入浴等配慮することにしている。

（７）貴センターでは以下の被収容者の死亡事案が発生しています。各事案についての経過および再発防止策をお教えください。

2010年2月：ブラジル人男性（20代）、非定型縊死（自殺）；（経過）ビニール袋をひも状にして首に巻きつけ2段ベッドの枠から吊り下げて首をつった。（防止策）監視員の動哨を強化する。
2010年4月：韓国人男性（40代）、縊死（自殺）；（経過）シャワー室天井の換気口に運動靴の紐を結んで首をつった。（防止策）入所検査時に靴紐が長い場合には短いものに交換することとした。
2014年3月：イラン人男性（30代）、低酸素性脳症；（経過）夕食時に多量の米飯を喉に詰まらせて窒息死した。（防止策）その後本省の調査があったが、特に再発防止策は取っていない。
2014年3月：カメルーン人男性（40代）、病死；（経過）3月27日に体調不良であったので、庁内診療を受診し、診療室で経過観察していたところ、30日早朝急変し、救急搬送するも病院で死亡確認。その後の病院や警察の鑑定等で死亡原因は不詳となっているが、高カリウム血症、急性肺水腫、虚血性心疾患など色々可能性が推定されている。（防止策）常勤医を確保するようにとの本省からの指示で、すぐにはできなかったが、現状では常勤医1名を確保した。
2017年3月：ベトナム人男性（40代）、くも膜下出血；（経過）体調不良を訴えたため、休養室や単独室で容態観察していたところ、夜間動哨を行なっていた監視勤務者が異常を発見し、呼吸停止している状況であったため心肺蘇生措置をし、緊急搬送したが病院で死亡が確認された。（防止策）入所後1ヶ月以内に行うこととしていた健康診断について血液検査などを入所翌日には行うこととし、医師による診察も1週間程度で実施することとした。また、緊急の場合にはバイタルチェックに問題がない場合でも、積極的に救急搬送することとした。
2018 年 4 月：インド人男性（30 代）、絞頸（自殺）；（経過）シャワー室内のフックにタオルをかけて首をつった。へたり込んでいるのを監視勤務者が発見し、心肺蘇生措置を施し救急搬送したが病院で死亡が確認された。（防止策）シャワー室の扉をビニール製カーテンに変更した。シャワーフックを少しでも荷重がかかると外れるようにした。シャワー室全体を照らす電灯だけにし、（電灯をフック代わりにすることを避けるために）個別シャワー室の電灯を撤去した。

３．　隔離および戒具の使用について

（１）規則第１８条に基づく隔離処分は、同条各号に以下のように規定されています。それぞれ、隔離事由別の隔離中戒具使用件数をお教えください。

一　逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為（第１８条１項１号）；1 件

二　職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害した（第１８条１項２号）；5 件

三　自殺又は自損（第１８条１項３号）；0 件

（２）規則第１９条に基づく戒具の使用は、下記においてそれぞれ何件ありましたか。また、その使用は必要最小限度の範囲内であるか所長等は確認をしましたか。

一　逃走のおそれがあり、防止方法がない（第１９条１項１号）；0 件

二　自己または他人に危害を加え、防止方法がない（第１９条１項２号）；1 件

三　収容所等の設備、器具その他の物を損壊（第１９条１項３号）；1 件

（2 号と 3 号の両方に該当するもの 4 件）

；戒具使用の場合には必ず書面で報告する。

（３）外部医療機関護送時に戒具（手錠・腰縄）を使用した件数は何件ですか。そのうち、医師等による診察時にも戒具を使用した件数は何件ですか。また、診察時にも戒具を使用した場合の判断基準についてお教えください。

；外部医療機関護送時には基本的に全件戒具を装着するが、腰縄のみの場合もある。診察時には基本的に手錠とかを外している。医師から装着を求められた時には装着する。

（４）外部医療機関護送時に戒具を人目につかないようにする措置を取られていますか。また、戒具を装着している被収容者の診察を医師が拒否したことはありますか。

；カバーをかけて隠すようにしているほか、上着のポケットの内側を切り抜いて手が貫通するようにしておき、外からはポケットに手を入れているように見えるように工夫している。戒具使用によって医師から診察を拒否されたことは無い。

（５）外部医療機関移送時は「被収容者処遇規則」では無く、「違反調査及び令書執行規定」が適用されているとのことですが、この 13 条には、「退去強制令書を執行するため、退去強制を受けるものを護送するとき」と規定されており、外部医療機関への護送時はこれに該当せず、法規の適用を逸脱しているように思いますが、いかがですか。

；退去強制令書の執行は、強制送還するために送り出しの空港等に搬送する時だけではなく、送還を完了するために地方局からセンターの収容所に護送する場合や、病院搬送時など、送還することができる状態にすることも退去強制令書執行の範疇と解釈している。

（６）戒具（手錠および捕縄）の現物を見せていただけませんか。

；保安上の理由によって開示できないが、法務省ホームページ（行刑改革会議第 4 回対策会議資料）で確認してほしい。

４．　難民認定等状況について

（１）下記にあたる人数を教えてください。

；当センターでは難民認定業務を行なっていないので答えられないものがある。該当するものだけに回答する。

ア　難民認定申請者総数、そのうち上位５カ国の出身国別数、及び仮滞在者の数

難民認定申請者及び仮滞在者のうち、

それぞれ、女性の数、男性の数、LGBT の人の数、18 歳以下の数

；被収容者 249 人中難民認定申請の原審（一次審）に当たるものが 109 人、審査請求中（2 次審）のものが 140 人。

イ　難民申請一次認定者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数

ウ　難民申請一次不認定者のうち、異議申し立てをした者の総数、上位５カ国の出身国別数

エ　異議申し立てをした者のうち、認定者数、棄却/却下者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数、異議申し立てを取り下げた者の数と、それぞれ上位５カ国の出身国別数

オ　退去強制処分を受けた被収容者数、仮放免申請の件数及びそれを不許可にした件数、仮放免処分を受けた件数

；送還した被収容者数；85 人（送還のため東京入管等に移送したものを含む）、仮放免申請の件数；1,053 件、それを不許可にした件数；803 件、仮放免許可件数；224 件（申請から処理まで時間がかかるので、合計数は合わない）

５．　入国者収容所等視察委員会の意見等について

（1）平成２９年１月２０日に視察委員会から、「官署により外部からの差し入れ品及び居室内持ち込み品の許可基準が異なることで処遇上の不均衡が生じていることから，その改善に資する許可基準について，他の官署と調整の上，検討されたい。」との意見が出され、それに対して貴局から、「検討中」として、「官署間における処遇上の不均衡が極力生じないよう，基準の見直しについて検討する。 」と報告されています。その後の経過についてお教えください。

；本省の指示に基づいて基準を改定している。

（2）同じく、「被収容者の声を踏まえ，歯科診療の 回数を現状の週 1 回から増やすことを 検討されたい。 」との意見が出され、それに対して貴局から、「措置」として、「平成 28 年 10 月から歯科診療の回数を一時的に月 4 回から月 6 回に増やした。」と報告されています。一時的措置の実施期間及びその後の歯科診療回数をお教えください。

；6 回を継続している。

（3）同じく、「被収容者及び勤務員の受動喫煙による健康被害を防ぐため，いっそうの受動喫煙防止対策を図られたい。」との意見が出され、それに対して貴局から「措置」として、「被収容者及び職員の受動喫煙防止のため，平成 29 年 6 月 19 日から収容 施設内の全面禁煙を実施した。」と報告されています。措置後の被収容者及び勤務員からの意見があればお教えください。

；禁煙については、実施前には不満や抗議があることを予想して対策していたが、実施後には特段大きな問題は起こらなかった。当センターへは地方局を経てくるので、そこで説明されているためと思う。

以上

質疑応答記録

A：参観中に外部への電話でフリーダイヤルが可能かという質問があったが、調べた結果できないとのことである。

Q：地方局は安全が担保されないので食べ物の差し入れができないと言われているが、センターは差し入れができると聞いている。両者のチェック体制にどのような違いがあるのか。

A：それはなんとも答えようがない。ここでも差し入れできるものとできないものがある。生物はできないこともある。

Q：ベトナム人の死亡に関して本省の調査はされないのか。

A：自殺された案件であるし、すでに 4 年経っているので、調査はないと思う。

Q：LGBT はいないとのことだが、一般には 1 割程度いると言われており、それが正しい場合には、ここでも 30～40 人程度いると思われるが、調査方法はどうなのか。また、いた場合のさき待遇などはどうなのか。

A：ここにくる人は全て名古屋、東京、横浜などの地方局から入ってくるので、そこからの情報がある。診療状況などがくるのでそれで判断している。最近はそのような人はいないと聞いている。

Q：仮放免の許可数が 224 件とあったが、前年と比較して変化はあったか

A：近年の仮放免許可数は H27 年が 346 件、H28 年が 378 件、H29 年が 224 件と推移している。今年は昨年よりも減ると思われる。

Q：仮放免が厳格化された理由は何か

A：ここだけで決めているのではないので、法務省の方針によっている。仮放免者が 3000 人と増えたので、なんとかしなければいけないという流れはあるが、仮放免の許可・不許可は背景とかそれぞれケースバイケースで判断する。仮放免すべき人はする。基準が変化したのではないが、統計としては減っている。難民認定業務を行うに当たって、誤用的・乱用的な人をどうやって抑えたらいいのかという政策とかも関係してくると思う。

Q：外部診療で精神科はなかったのか。

A：庁内診療で行なっている。月 2 回精神科の医師に来てもらっているので、それでみてもらっている。

Q：また、内部のカウンセラーは何人いるのか。

A：毎週 1 回やっている。

Q：テレビで英語や中国語などの外国語のニュースを見ることができるのか。また、外国語の新聞・雑誌を見ることができるのか。

A：テレでは外国語放送は見ることはできない。一部の大使館からは新聞・雑誌を定期的に送ってくるのでそれを配布している。

Q：一人では無理だとしても、共同して BS などの外国語放送を見るようにはできないか。

A：その要望については今後検討させてもらうことになろうかと思う。

Q：被収容者間、あるいは被収容者と職員間でのトラブル、例えば暴力、いじめや食事とか所有物を巡るものはないのか。また、トラブルを起こしたものに対する刑務所の懲罰のようなペナルティーはあるのか。

A：手を出したりする人もいる。ケンカをして警察に被害届を出して刑事事件となり警察が逮捕したこともある。生活習慣の違い、テレビのチャンネル争い、寝る場所、物音などでトラブルが起こることもある。当事者や同室者から事情を聞き、隔離処置をすることもある。また、隔離終了後の部屋割りにも考慮する。職員に唾をかけたという些細なものから、ポットのお湯をかけたり、ものを振り上げて大けがをさせたということも起きている。

Q：職員からの侮辱に対しての不服の申し出の判定に不服があり、異議申し立てに対して（法務大臣から）「理由なし」との回答であったとのことだが、どのように追求されたのか。

A：法務大臣からの文書に「理由なし」となっていて、その文書を渡すだけになる。法務大臣の決定に対してこちらの方から何かいうことはおかしなことになってしまう。システムの説明はすると思うが、回答内容についていうことはない。最初の不服申し出に対してはこちらで回答するのでいろいろ説明する。

Q：難民申請の申し出があった場合にはどういう対応をするのか。申請書は職員に言えばもらえるのか。

A：どの職員に言われても申請書をお渡しする。申請書を預かって総務課を経由して、東京入管等に提出する。

Q：キリスト教徒は日曜日に教会にお祈りに行ったり、イスラム教徒は 1 日 5 回お祈りしたりラマダンをしたりするが、このような宗教行事に対して配慮しているか。

A：ラマダンについては、イスラムの人にやるかどうかを聞く。やる人に対しては食事時間を変える対応をしている。お祈りのためのスペースを設置してないので、部屋でやっていただいている。宗教者の方に足を運んでいただいて、何人か集まって祈祷していただいたりということがあるが、これを面会室で行えるよう配慮をしている。日曜日にミサをやるというような特別なことはしていない

Q：現在女性収容者はいないとのことだが、以前はグルカの着用は可能だったのか。

A：女性収容者に最近は接していないので、各地方局でどうしているのか把握していない

Q：刑務所は麦飯で、麦飯の方が安いし体にも良い。なぜここは米飯で麦飯ではないのか。

A：理由は聞いたことがないが、見た目で食が進まないということがあるかもしれない。規定はないが、予算内で米飯にしている。

（ここで、処遇部門首席入国警備官鈴木氏が所用のため退席）

Q：ラマダン時に食事などを厳格に守りたい場合にはどう対応しているか

A：希望があれば、冷蔵庫に食事を入れて、日没後に提供している。

Q：刑務所の刑期が終わった人がこちらにくることもあるのか。

A：懲役 1 年を超える場合は退去強制事由に該当し、退去強制令書を発布されるので、地方局を経由してこちらにくることもある。

Q：入国管理センターの定義（役割）としては送還するまでの間収容する施設となっているが、送還する人数の割合が少ないのが実情で、役割が変わってくるのではないか。平均 4 ヶ月ほど収容し、社会に出すのであるから、日本社会に役に立つような人にするという役割が実体としてはあるのではないか。

A：そう言ったことはないが、被収容者には難民、オーバーステイの人の他、覚醒剤、窃盗、性犯罪、殺人などの犯罪を犯した人も相当数いる。強制送還はその国の居住の自由を保障するという憲法違反になるとの理由で、大使館がパスポートを出さないこともある。その場合は強制送還できないが、刑期を終わったからといって仮放免で日本社会に出していいのかという問題もある。我々には治安を維持する役割もある。仮放免中に再犯する人もいる。そういう人の場合には仮放免に慎重である。一方で、善良な外国人で病気とかの理由で仮放免が必要な場合には許可することもある。

Q：近年仮放免が減っているのは、被収容者側に原因があるのか。

A：慎重にはなっている。

Q：東京オリンピック対策で不法外国人を社会から一掃するという法務省の方針があってそれに基づいてやっているのではないか。

A：我々のところでは直接オリンピックだから個別ケースに配慮するということはないが、オリンピックを控えて円滑な入国審査、円滑な治安対策という大臣の訓示とかはあって、総合的な、大きなところではある。

Q：法務省が東京オリンピックに向けて主としてオーバーステイの人の収容を強化するという方針を実際には出している。ところが、施設は限られていて、収容人数は増えていて、仮放免数は減っていて、収容強化が物理的に難しくなっているのではないか。職員数、職員への倫理指導、業務内容、収容の条件・基準の見直し、施設の拡充などの実態と施策の間の問題を本省とどのように調整しているのか。

A：収容超過で出す方が少ないという実態はあるので、出す方を強化するという流れになっている。

Q：出す方とは仮放免か。

A：仮放免と強制送還。退去強制令書が発布された人はすべからく退去強制するというのが原則。ビザがない人に対しては、収容できる人は収容して、仮放免できる人は仮放免するが、最終的な処分は国外退去しかないので、これを強化していく。

Q：被収容者の国籍別でイランが 51 人だったがイランは送還拒否の国であり、また、難民認定申請者 249 名も送還できないので、圧倒的に送還できる人が少ない。となると長期収容になる。ここの施設で 5 年の収容の人がいるとのことだが、大村への送還もあり、通算で 10 年の人もあると聞く。

A：イラン人は薬物の販売をする人が多い。そういった人を社会に出していいのかという問題がある。イラン・マフィアが組織化されている。刑務所で懲役を務めてきたとはいえ、再犯をすることもある。そういう人の場合には仮放免を許可しにくい。名古屋でイラン人の抗争が起きて日本人がそれに巻き込まれることもある。我々は長期収容を望んでいるわけではないが、こう行った危機感も持っている。

Q：同室の調整が大変ということがあったが、刑事事件を起こした人、単純なオーバーステイの人、難民認定申請中の人などバックグラウンドが違う人がいる。犯罪者と一緒は嫌だというような要望はどの程度配慮されるのか。

A：国籍を一緒にすると問題が起きることがある。中国人を固めた時に徒党を組んで逃走未遂起こしたことがあった。一方で、収容する時には基本的に犯罪者だからと言って差別はしない。

以上　（文責：津田）